

環境分野の海外での事業展開に対する助成

～サステナブル環境ビジネス展開事業～

「SDGs 推進」または「サーキュラーエコノミー推進」に資する環境関連技術・製品の海外展開を目指す市内中小企業等を対象に、現地での実証試験および事業可能性調査（FS）に要する費用の一部を助成し、海外での事業展開を支援します。

※サーキュラーエコノミー（循環型経済）とは、従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源の使用量の抑制やストックの有効活用を行うことで、付加価値を生み出す経済活動を指す。

1 助成内容

(1) 対象案件

環境への負荷低減に寄与し、「SDGs 推進」及び「サーキュラーエコノミー推進」に資すると認められる既存の環境関連技術・製品による、①現地ニーズに適合させるための実証試験、および②ビジネスモデル構築のためのFS

(2) 助成対象者

海外で実証試験またはFSを実施する「市内中小企業」または「市内中小企業と連携する市外中小企業」

(3) 助成期間：1年以内（令和6年2月末まで）

※市内企業：北九州市内に事業所を有する企業

※中小企業：会社法第二条第6項に規定する大会社に該当しない企業

※市内中小企業と連携：市内中小企業と共同で事業を実施する、または市内中小企業の環境関連技術や製品を活用して事業を実施すること

(4) 助成金額

①実証 助成限度額600万円（助成対象経費の1/2以内）

②FS 助成限度額300万円（助成対象経費の1/2以内）

※審査会において、特に脱炭素化に貢献すると認められる事業については、実証試験、FSともに上限額を最大20%引き上げる。

(5) 助成対象経費

土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、保守・改造修理費、人件費、消耗品費、旅費、外注費、諸経費

(6) 他事業における優遇措置の適用について

当助成事業は、外国人社員の方の在留資格「高度専門職」の取得を支援する「国家戦略特区高度人材外国人受入推進事業」の対象です。

2 審査基準

北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金交付要綱に定める「助成金の交付要件」を満たし、かつ適切な申請の手続きを行った申請者に対して、下記の審査基準により審査いたします。

(1) 実施体制・・・事業実施体制が妥当か、また市外中小企業にあっては市内中小企業との連携が具体的か

(2) 施策の適合性・・・本市の環境施策に適合しているか

(3) 事業化の可能性・・・ビジネスモデルが明確で、早期の事業化が見込まれるか、

(4) 計画性・・・【実証】事業の実証場所が確保され、実証内容が具体的か

【FS】事業の想定国・地域や調査内容が具体的か

(5) 事業の優位性・・・事業展開における競争的優位性が見込まれるか

(6) 環境への負荷低減・・・温室効果ガス削減など環境への負荷低減貢献度が高いか

(7) 事業趣旨への適合性・・・「SDGs 推進」または「サーキュラーエコノミー推進」に資するか

(8) 地域社会への還元・・・将来的に市内経済への還元や地域の活性化に結びつくことが見込まれるか

※「北九州市ゼロカーボン電力認定制度」に認定されている場合は、審査の際加点対象となります。

3 募集期間

令和5年4月10日（月）～5月26日（金）

【問い合わせ先】 北九州市環境局環境国際戦略課（アジアカーボンニュートラルセンター）

<https://asiangreencamp.net/news/topics/2022/20220411.html>

TEL 093-662-4020 FAX 093-662-4021